

生ごみ堆肥を活用したコミュニティガーデン開設支援事業

支援事業者公募要項

1. 事業概要

福岡市内にある事業所から排出される食品廃棄物の堆肥化による資源循環を推進するため、生ごみ堆肥の活用を支援する施策として、事業者によるコミュニティガーデン（※）の新規開設を支援します。

（※）コミュニティガーデンとは

コミュニティガーデンは、地域に住む個人やグループ、事業者などが集まって、空き地や商業施設、ビルの屋上などのオープンスペースで野菜や花を育てる取組みです。

生ごみからできた堆肥を活用する場として資源循環に資するほか、地域コミュニティの活性化や賑わいの創出、食や農の大切さを知る機会に繋がるなど、様々な効果が期待されます。

2. 令和7年度の募集件数

最大6事業者（先着順）

3. 申請受付期間

令和7年6月30日～令和8年1月30日

※支援事業者として決定した事業者が上限（6事業者）に達した時点で募集を終了します

※開設支援の実施期間は令和8年3月31日まで

4. 対象となる事業者

- ・福岡市内に事業所を有し、一般廃棄物にあたる食品廃棄物を排出する事業者
- ・事業所から排出される食品廃棄物の堆肥化に取り組んでいる、または取り組む意欲がある事業者
- ・コミュニティガーデンを開設し、生ごみ堆肥を活用する意欲がある事業者
- ・市税を滞納していない者
- ・次のいずれにも該当しない者
 - ① 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
 - ② 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - ③ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

5. コミュニティガーデンの要件

以下の全てを満たすものとします。

- ・福岡市内の事業所の敷地内、または事業者が管理する場所に開設すること
- ・事業者が排出する食品廃棄物を自ら堆肥化し、開設するコミュニティガーデンで活用すること
- ・コミュニティガーデンを開設する事業者の従業員だけでなく、地域住民や他の事業者が立ち寄れる機会を持つこと
- ・生ごみ堆肥を活用していること、及び発注者が指定するロゴ等の表示を行うこと

6. 支援事業者の決定

イ) 申請

ロ) 面談、現地調査等

ふくおか環境財団の担当やコーディネーターが面談や現地確認を行い、支援事業者を決定します。

ハ) 支援開始

※申請から支援開始までに1か月程度要する場合があります。

7. 支援内容

支援事業者として決定した後に、コーディネーターによるニーズ等のヒアリングや協議を行い、具体的な支援内容を決定します。

(支援内容の例)

- ・コミュニティガーデンの開設に必要な資機材の提案及び設置等
資機材の購入設置費用等には上限額があります。
なお、上限額を超える部分を支援事業者が負担することも可とします。
- ・食品廃棄物の堆肥化に関する専門的・技術的な支援
- ・生ごみ堆肥の使い方、花や作物の育成等に関する専門的・技術的な支援
- ・コミュニティガーデンの開設に関する助言（コンポストの使い方や開設当初に植栽する植物の日常管理に関する情報提供等） 等

8. 応募方法およびお問い合わせ先

申請書を下記申し込み先までメールもしくは郵送してください。

<申し込み先およびお問い合わせ先>

公益財団法人 ふくおか環境財団

環境啓発課 担当：吉瀬、梅木

〒810-0071 福岡県福岡市中央区那の津2丁目10-15

電話番号：092-731-2704

メール：keihatsu@f-kankyo.or.jp

9. 過去の実施【参考】

福岡市環境局ホームページにて過去の実施をご紹介します。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/keikaku/hp/communitygardenshienjigyo.html>